号外第八十二号

平成二十六年(水曜日)

目 次

規

則

2

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書 の技術の利用に関する条例施行規則......

面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の

部を改正する規則.

同

規

則

例施行規則をここに公布する。 青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

青森県規則第五十号

水曜日

る条例施行規則 青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関す

1) 平成26年11月26日

第 報通信技術利用条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 術の利用に関する条例 (平成二十一年三月青森県条例第八号。以下「書面保存等情 一条 この規則は、青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

(

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、書面保存等情報通信技術利用条例におい て使用する用語の例による。

(電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等

第三条 ろにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類 り同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、 及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規定によ 別に県の機関が定めるとこ

る承諾をした場合は、この限りでない。 を電磁的方法によってしてはならない。 方に対し、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項に規定する事項の交付等 方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的 ただし、当該相手方が再び前項の規定によ

この規則は、公布の日から施行する。

通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報

平成二十六年十一月二十六日

青森県知事 Ξ

村 申 吾

青森県規則第五十一号

情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における

通信の技術の利用に関する規則 (平成二十一年三月青森県規則第六号) の一部を次の ように改正する。 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報

一月青森県規則第五十号) 第三条第一項」に改める。 書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成二十六年十 第一条中「及び第七条」を「、第六条及び第七条並びに青森県民間事業者等が行う

年三月青森県条例第九号

る救護施設、

更生施設、

授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準

第一項の規定によりその定めるところによるものとす

三 青森県生活保護法の保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成二十五の一号を加える。第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次

るところによるものとするそれぞれイからへまでに掲げる法令の規定四、青森県条例第十二号)の次のイからへまでに掲げる規定によりその定め四、青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。(昭和四十一年厚生省令第十八号)第八条

て準用する場合を含む。) 成十一年厚生省令第三十八号)第二十九条第二項第二号 (同令第三十条におい成十一年厚生省令第三十八号) 第二十九条第二項第四条第二項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平

第百九十四条第二項第一 て準用する場合を含む。 四十五条において準用する場合を含む。) 、第七十三条第二項第二号及び第三 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準 (平成十八年厚生労働省令第三十五号) 第三十七条第二 第四条第三項 第八十三条第二項第一号、第百六条第二項第一号 (同令第百五十九条及び第百八十五条において準用する場合を含む。 指定介護予防サービス等の事業の人員、 号 (同令第二百十条において準用する場合を含む。 第百二十二条第二 |項第一号 (同令第百十五条におい 設備及び運営並びに 第百四十一条第二項 _ 項 第 号 (同令第

を含む。) 並びに第二百八十八条第二項第五号七号、第二百七十五条第二項第六号 (同令第二百八十条において準用する場合第二百四十四条第二項第一号及び第二号、第二百六十一条第二項第一号及び第

運営に関する基準第六十一条において準用する同令第三十七条第二項第一号百六号)第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第において準用する場合を含む。)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備(平成十一年厚生省令第三十九号)第三十七条第二項第一号(同令第四十九条第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

において準用する場合を含む。)基準 (平成十一年厚生省令第四十号) 第三十八条第二項第一号 (同令第五十条基準 (平成十一年厚生省令第四十号) 第三十八条第二項第一号 (同令第五十条第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

朩

十条において準用する場合を含む。) 第三十六条第二項第一号 (同令第五条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関す労働省関係省令の整備に関する省令 (平成二十四年厚生労働省令第十号) 第一第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生

第五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

へまでに掲げる法令の規定らへまでに掲げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれイかららへまでに掲げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれイから青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の次のイか

場合を含む。 準用する場合を含む。)、 する場合を含む。)、第百八十四条第一項 九条第一項 用する場合を含む。)、第百五条の十二第一項、 及び第五項、 準第二十四条第一項 (同条第六項 (同令第四十三条において準用する場合を含 合を含む。) 並びに第二百十四条の| 六条において準用する場合を含む。) 及び同令第二百六条において準用する場 第四条第一項) 及び同令第四十三条において準用する場合を含む。) 、第七十条第一項 (同令第百四十条の十三及び第百四十条の三十二において準用する 第八十一条第一項、)、第百四十七条第一項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 第百九十九条の二第 第九十九条第一項 (同令第百九条において準 第一項 (同令第百五十五条の十二において準用 (同令第百九十二条の十二において 項 第百十五条第一項、 (同条第六項 (同令第二百

基準第三十九条第二号(司条第十二号(司令第四十五条において準用する場合指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する八 第四条第三項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに三条第一号 (同令第三十条において準用する場合を含む。)

四十七条第二号 (同条第九号 (同令第二百六十四条において準用する場合を含 む。) 及び同令第二百八十条において準用する場合を含む。) 並びに第二百九 む。) 及び同令第二百六十四条において準用する場合を含む。) 、第二百七十 九十七条第二号 (同令第二百十五条において準用する場合を含む。) 、 む。) 及び同令第百十五条において準用する場合を含む。)、第百二十五条第 第百九条第二号(同条第十二号(同令第百十五条において準用する場合を含 む。) 、第八十六条第二号 (同条第十三号において準用する場合を含む。 第二号及び第十一号 (これらの規定を同条第十四号において準用する場合を含 指定介護予防サー ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 八条の二第一項(同条第八項(同令第二百八十条において準用する場合を含 二号 (同条第十二号において準用する場合を含む。) 、第百四十四条第二号 基準第三十九条第二号 十二条第一項 (同令第百六十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む。) 、第百) 及び同令第四十五条において準用する場合を含む。) 、第七十六条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに (同条第十二号 (同令第四十五条において準用する場合 第二百

する基準第六十一条において準用する同令第十二条第一項第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令十二条第一項 (同令第四十九条において準用する場合を含む。) 及び指定居宅二 第四条第七項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第二

基準第十四条第一項 (同令第五十条において準用する場合を含む。) ホ 第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する

において準用する場合を含む。) 型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第十五条第一項 (同令第五十条労働省関係省令の整備に関する省令第一条の規定による廃止前の指定介護療養へ 第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生

本則に次の三条を加える

(

第七条

(書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規則等で定める交付等)

書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規則等で定める交付等は、

の規定による書面の交付等とする。げる規定によりその定めるところによるものとするそれぞれ当該各号に掲げる法令青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の次の各号に掲

第二十四条第四項 (同条第六項 (同令第四十三条において準用する場合を含む。 用する場合を含む。) 及び同令第二百六条において準用する場合を含む。) 含む。) 及び第百九十九条の二第四項 (同条第六項 (同令第二百六条において準 て準用する場合を含む。) 及び同令第百九十二条の十二において準用する場合を を含む。)、第百八十四条第五項 (同条第七項 (同令第百九十二条の十二におい 含む。) 、第百四十七条第四項 (同令第百五十五条の十二において準用する場合 第四項(同令第百四十条の十三及び第百四十条の三十二において準用する場合を する場合を含む。)、第百五条の十二第五項、第百十五条第四項、 十条第四項、第八十一条第四項、 及び同令第四十三条において準用する場合を含む。) 、第六十九条第三項、 第四条第 項 指定居宅サービス等の事業の人員、 第九十九条第四項 (同令第百九条において準用 設備及び運営に関する基準 第百二十九条 第七

いて準用する場合を含む。) のび第十五条 (同令第三十条にお同令第三十条において準用する場合を含む。) 及び第十五条 (同令第三十条において準用する場合を含む。) 及び条第十一号 (同条第十五号 (同令第三十条において準用する場合を含む。) 及び二 第四条第二項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三

三 第四条第三項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指 条第八項 (同令第二百八十条において準用する場合を含む。) 及び同令第二百八 二百六十四条において準用する場合を含む。 十四条及び第百八十五条において準用する場合を含む。) 、第百九十七条第五号 条第十二号において準用する場合を含む。) 、第百四十四条第五号 (同令第百六 及び同令第百十五条において準用する場合を含む。) 、第百二十五条第五号 (同 百九条第五号 む。) 、第八十六条第五号 (同条第十三号において準用する場合を含む。) 、第 第五号及び第十一号 (これらの規定を同条第十四号において準用する場合を含 む。) 及び同令第四十五条において準用する場合を含む。) 、第七十六条第二号、 第三十九条第五号 (同条第十二号 (同令第四十五条において準用する場合を含 定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (同令第二百十五条において準用する場合を含む。) 、 (同条第十二号 (同令第百十五条において準用する場合を含む。) (同令第二百六十四条において準用する場合を含む。)) 、第二百七十八条の二第四項 (同 第二百四十七条第四号

兀

 $\overline{\mathcal{H}}$ 準第十四条第八項 (同条第十二項 及び同令第五十条において準用する場合を含む。 第四条第八項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基 (同令第五十条において準用する場合を含む。

合を含む。 第五十条において準用する場合を含む。) 及び同令第五十条において準用する場 療施設の人員、設備及び運営に関する基準第十五条第八項(同条第十二項(同令 働省関係省令の整備に関する省令第一条の規定による廃止前の指定介護療養型医 第四条第十項 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労

(電磁的記録による交付等)

青

第八条 民間事業者等は、書面保存等情報通信技術利用条例第六条第一項の規定によ り、書面の交付等に代えて電磁的方法により当該書面に係る電磁的記録に記録され ならない。 ている事項の交付等を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければ

電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又は口に掲げるもの

算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 計算機に備えられたファイルに記録する方法 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計 当該相手方の使用に係る電子

を交付する方法 磁気ディスク等をもって調製するファイルに交付等に係る事項を記録したもの 付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、 手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された交 当該相

2 ることにより書面を作成することができるものでなければならない。 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力す

(電磁的方法の種類及び内容

次に掲げる事項とする。 する条例施行規則第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、 青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関

- 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの
- ファイルへの記録の方式

この規則は、 公布の日から施行する。

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行